

別紙様式 1

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

(応募者)

住 所

名 称

代表者氏名

令和 8 年度食糧麦備蓄対策事業に係る応募申請書

令和 8 年度食糧麦備蓄対策事業に係る応募申請書を別添のとおり関係書類を添えて提出します。

別紙様式 1 - 2

| | |
|------|---|
| 受付番号 | ※ |
|------|---|

※農林水産省記載

応募申請書（応募者に関する事項）

| | |
|-----|-----------|
| 事業名 | 食糧麦備蓄対策事業 |
|-----|-----------|

| | |
|-------------|---------------------|
| 事業担当者名及び連絡先 | 企業名又は団体名 |
| | ホームページ アドレス http:// |
| | 事業担当者氏名（ふりがな） |
| | 所属（部署名等） |
| | 役職 |
| 経理担当者名及び連絡先 | 電話番号 |
| | E-mail |
| | 氏名（ふりがな） |
| | 所属（部署名等） |
| | 役職 |
| 電話番号 | |
| | E-mail |

※必要に応じ、関係資料を添付してください。

別紙様式 2

令和 8 年度食糧麦備蓄対策事業実施計画

1 事業の目的

2 備蓄計画数量

年間備蓄数量： () トン…⑤

うち年間補助対象数量： () トン…⑥

(積算基礎)

(単位：トン)

| 項目 | 積算の考え方 | 数量 |
|---------------|--------------|----|
| 食糧用輸入小麦の年間需要量 | ① | |
| 備蓄計画数量 | ② | |
| うち補助対象数量 | ③ | |
| 自己負担数量 | ④ = ② - ③ | |
| 年間備蓄数量 | ⑤ = ② × 12か月 | |
| うち年間補助対象数量 | ⑥ = ③ × 12か月 | |

(注) 1 小数点以下は、四捨五入する。

- 2 他の買受資格者の備蓄数量を含め備蓄計画を作成する場合は、①食糧用輸入小麦の年間需要量に当該買受者の年間需要量を合算する。
- 3 月末備蓄数量が②備蓄計画数量を下回った場合及び各月末の備蓄数量の合計が⑤年間備蓄数量を下回った場合は、補助金の全額返還となるおそれがあることに留意する。
- 4 年間補助対象数量に係る経費は、補助金交付決定額の範囲内で支払う。

3 所要額

(単位：千円)

| 区分 | 補助事業に要する所要額 | 負担区分 | | 備考 |
|-----------|-------------|------|------|----|
| | | 国庫補助 | 自己負担 | |
| 食糧麦備蓄対策事業 | | | | |
| 合 計 | | | | |

- (注) 1 補助事業に要する所要額は、4における各事業の所要額の内訳の合計金額に一致する。
- 2 食糧麦備蓄対策事業の補助事業に要する所要額は、年間需要量の1.8か月分の備蓄に要する経費であり、国庫補助金額と一致する。
- 3 負担区分は、食糧麦備蓄対策費補助金交付等要綱（平成22年8月9日付け22総食第436号農林水産事務次官依命通知）別表に定める補助率による。

4 所要額の内訳

別紙様式2-3及び2-4のとおり。

5 事業完了予定年月日 令和9年3月31日

6 添付書類

- (1) 直前事業年度の決算（事業）報告書又はこれに準ずる資料
- (2) 応募者の概要が分かる書類（営業経歴（沿革）、定款・規約及び役員名簿）
- (3) 「みどりチェック」チェックシート ※添付書類について、公募の公示の日から過去1年間において、基本要領第3章I第2の2又は第4章I第3の3(2)に基づく買受資格の申請時に提出済みであり、かつ、本公募の応募時点で内容に変更がない場合は提出を省略することができます。なお、提出を省略する場合は、「○○については、令和7年度の○○の買受資格定期審査申請時に提出済みであり添付を省略。」と記載してください。

別紙様式 2-2

令和 年 月 日

(応募者)

名称

代表者氏名

殿

食糧麦備蓄対策事業参加確認書

令和8年 月 日 付けて (応募者名) が提出する食糧麦備蓄対策事業実施計画には、下記のとおり弊社の備蓄計画数量を含んでいることを確認します。

また、食糧麦備蓄対策事業の実施に当たり、農産局長が別に契約を締結する検量人が備蓄小麦の在庫確認を行う場合には、当該確認に協力します。

記

(単位：トン)

| 製粉企業等名 | 住 所 | 年間備蓄数量 | うち年間補助対象数量 |
|--------|-----|--------|------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | | | |

(注) 本表の合計は、事業実施計画における年間備蓄数量及び年間補助対象数量と一致する。

応募者（取りまとめ者）
以外の備蓄事業参加者
の名称等を記載する

(名 称)
(代表者氏名)

(名 称)
(代表者氏名)

(名 称)
(代表者氏名)

別紙様式2-3

補助対象数量（1.8か月分）の備蓄予定倉庫一覧

(注) 1 本表は、補助を受けて備蓄する小麦について記載する。

2 備蓄予定倉庫は、単価設定のある穀物サイロとする。

3 備蓄数量のうち補助対象数量の合計（※1）は、事業実施計画における2の③補助対象数量と一致する。

4 保管料単価は、国土交通省届出単価を上限とする。

5 所要額の合計（※2）は、千円単位で記入（切上げ）。また、同金額は、事業実施計画の補助事業に要する所要額と一致する。

6 工場直結の備蓄予定倉庫は「直結」、工場隣接の備蓄予定倉庫は「隣接」と備考欄に記載する。

別紙様式 2－4

自己負担数量（0.5か月分）の備蓄予定倉庫一覧

(単位: トン)

| 備蓄予定倉庫名 | 所 在 地 | 備蓄数量 のうち自己 負担数量 |
|---------|-------|-----------------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | ※ |

(注) 1 本表は、自己負担により備蓄する小麦について記載する。

- 2 備蓄予定倉庫は、穀物サイロの他、測尺により実在庫数量の確認ができる原料タンク及び加水タンクとする。
- 3 備蓄数量のうち自己負担数量の合計（※）は、事業実施計画における④自己負担数量と一致する。

別紙様式3

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

| | | |
|-------|---------------|--|
| 事業名 | | |
| 組織名 | | |
| 代表者氏名 | ↓該当する方に○ | |
| 住所 | 申請時 (します) | |
| 連絡先 | 報告時 (しました) | |

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からぬ場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



| 環境関係法令の遵守等 | |
|---------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | ① みどりの食料システム戦略の理解 |
| <input type="checkbox"/> | ② 関係法令の遵守 |
| <input type="checkbox"/> | ③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める |
| <input type="checkbox"/> | ④ 正しい知識に基づく作業安全に努める |
| エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める |
| <input type="checkbox"/> | ⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討 |
| 悪臭及び害虫の発生防止 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める |
| 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 |
| <input type="checkbox"/> | ⑨ 資源の再利用を検討 |
| 生物多様性への悪影響の防止 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める |
| <input type="checkbox"/> | ⑪ ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 |

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →